

(参考資料)

静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱

(現行の概要)

■ 都市局都市計画部 開発指導課

制定目的 宅地の造成等の開発である土地利用事業を行おうとする事業者に対して、必要な基準を定めることにより、施行区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、自然環境の保全を図りつつ、良好な生活環境の確保に努めるように指導し、市域の均衡ある発展に寄与することを目的としています。

※指導要綱第1条

定 義 土地利用事業

住宅、工場、倉庫、研修・研究施設、教育施設、体育施設、遊戯施設、保養施設、墓園等の建設の用に供する目的で行う一団の土地の「区画形質」の変更に関する事業

※指導要綱第2条

静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の申請に係る 施行区域及び施行面積

	施行面積（現行）
市街化区域	10ha(100,000m ²)以上
市街化調整区域	5ha(50,000m ²)以上
都市計画区域外	2000m ² 以上

(適用除外の例)

- ・国又は地方公共団体が行う土地利用事業
- ・土地区画整理事業として行う土地利用事業
- ・一定の使用後除去されることとなる仮設建築物の建設の用に供する目的で行う土地利用事業
- ・市長が公益上必要があると認める土地利用事業

土地利用事業指導要綱の策定経緯

